

●児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成を受給している人は現況届の提出をお願いします

毎年8月1日～31日の間に、現況届を提出することが義務付けられています。提出された現況届を審査し、8月以降の1年間の手当支給と助成を決定します。対象者的人には、書類を発送しています。提出がない場合、手当の支給と助成が受けられませんので、注意ください。

●就労促進事業に参加しませんか

児童扶養手当を受給し、就労可能で就労意欲のある人に対し、ハローワークと福祉事務所などによる「就労支援チーム」が、支援対象者の希望・意向を十分に尊重して「支援プラン」を作成し、具体的な就職活動を計画的に支援します。

問合せ ハローワーク八代 ☎31-8609

出張ハローワーク！

ひとり親全力サポートキャンペーン

本庁仮設庁舎において、ハローワーク八代の臨時窓口を開設します。児童扶養手当の現況届提出の際に、ぜひ利用ください。

とき 8月1日(水)～17日(金)
(土日・祝日を除く)
午前10時～11時30分、
午後1時30分～3時30分

ところ 本庁仮設庁舎

●やつしろ あったかねっと

http://attaka.city.yatsushiro.kumamoto.jp/

結婚から子育てまでの総合ホームページを開設しています。結婚・妊娠・出産・子育てに関するさまざまな情報を掲載しています。



①就労支援

④母子・父子・寡婦福祉資金貸付

県では、ひとり親家庭と寡婦の生活の安定と、その児童の福祉を図るために、各種資金（修学資金・就学支度資金・技能習得資金など）の貸し付けを行っています。

問合せ 県八代地域振興局福祉課
☎338756

※雇用保険制度の一般教育訓練給付を受ける人も、差額を受給することができます。

②母子家庭等高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の母または父が就職に有利な資格取得を目指し、専門学校や大学などの養成機関で1年以上修業する場合に、生活の負担の軽減を図るため、訓練促進費を給付します。（入学や就職に必要な費用の貸付制度もあります）

支給対象となる資格 看護師・准看護師・保育士・美容師・介護福祉士・社会福祉士など

支給対象期間 修業期間の全期間（上限3年）。ただし、支座を受講する場合、費用の6割相当額（上限は20万円、下限は1万2000円）を給付します。講座受講前に対象講座としての指定を受ける必要があります。

※雇用保険制度の一般教育訓練給付を受ける人も、差額を受給することができます。

③相談支援

①母子家庭等自立支援訓練給付金

ひとり親家庭の母または父の自立を促進するため、就職に結びつく可能性の高い講座を受講する場合、費用の6割相当額（上限は20万円、下限は1万2000円）を給付します。講座受講前に対象講座としての指定を受ける必要があります。

※雇用保険制度の一般教育訓練給付を受ける人も、差額を受給することができます。



④学習支援

「地域の学習教室」を利用しませんか

県では、ひとり親家庭などの子どもたちに、最寄りの地域で学びの場、安らぎの居場所を提供する事業を行っています。学習指導（教科書、宿題を含む）にも応じています。

※本市では現在1ヵ所で実施

とき 毎週土曜日 午後2時
(曜日や時間は相談ください)

ところ カトリック八代教会
(熊本総合病院正面前)

対象者 主にひとり親家庭の小学1年生～中学生3年生

費用 無料

問合せ 代表 長濱 ☎339858

宇城市母子寡婦福祉連合会
☎090-(5726)2520

ひとり親家庭の支援について

父母の離婚や死別などにより、父親または母親と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭などに対する支援サービスや制度を紹介します。

支援サービスや制度の手続きには、申請や登録が必要です。事前にこども未来課へ相談ください。



問合せ こども未来課（本庁仮設庁舎東棟1階） ☎33-8721

- 次のいずれかに該当する父か母が、ひとり20歳未満の子どもを扶養している家庭を「ひとり親家庭」といいます。
- 配偶者の生死が不明の人
 - 配偶者が重度の障がいで働けない人
 - 配偶者が拘禁されているため、その扶養が受けられない人
 - 婚姻によらないで母または父となつた人
 - 配偶者が死亡した人
 - 離婚した人

ひとり親家庭とは		支給額(月額)
医療機関などで医療保険を使って診察を受けた場合、医療費の自己負担分（医療保険から付加給付などがある場合はそれを控除した額）の2／3を助成します。なお、入院時の食事費などは対象になりません。	②ひとり親家庭等医療費助成	H30.4.1 現在
医療費の自己負担分（医療保険から付加給付などがある場合はそれを控除した額）の2／3を助成します。なお、入院時の食事費などは対象になります。	③ひとり親家庭等日常生活支援	
自立に必要な就学や就職活動または病気などで日常生活に支障がある場合などに、家庭支援員を派遣し、子どもの保育や家事・介護を行い、その生活を支援します。家庭の状況に応じ、利用料の負担もあります。	④児童扶養手当	
親族の所得を確認し、決定します。（所得制限があります）所得制限を超えると支給できません。	⑤児童扶養手当	

認定請求の手続きが必要です。必要書類は、世帯の状況などで異なりますので、事前にこども未来課へ相談ください。

福津の増進のために支給される手当です。
認定請求の手続きが必要です。必要書類は、世帯の状況などで異なりますので、事前にこども未来課へ相談ください。

親族の所得を確認し、決定します。（所得制限があります）所得制限を超えると支給できません。

公的年金などを受給している人も、その額が児童扶養手当額より低い場合は、差額の手当が受給できます。

支給額（H30・4・1現在）

下表のとおりです。本人の所得と同居の親族の所得を確認し、決定します。（所得制限があります）所得制限を超えると支給できません。

親族の所得を確認し、決定します。（所得制限があります）所得制限を超えると支給できません。

公的年金などを受給している人も、その額が児童扶養手当額より低い場合は、差額の手当が受給できます。

支給額（H30・4・1現在）